

年金資産運用の基本方針

住友ゴム連合企業年金基金

住友ゴム連合企業年金基金（以下「当基金」という。）の年金給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用にあたり以下の基本方針を定める。年金資産の管理または運用を委託された受託機関は、本基本方針ならびに運用ガイドライン(別紙)に基づき、その役割および協議の上定められたリスクの範囲内で期待される投資収益率の実現を目指して年金資産の管理運用を行うものとする。

1. 運用目的

当基金の年金資産の運用にあたっては、当基金の基金規約に規定した老齢給付金、脱退一時金その他の一時金たる給付金の支払を将来にわたり確実にを行うため、必要とされる総合収益を許容できるリスクのもとで長期的に確保することを目的とする。

2. 運用目標

運用目的を達成するために、下記 3. 資産構成に関する事項で規定される資産構成から期待される収益率を長期的に上回る成果を上げるように努めるものとする。

3. 資産構成に関する事項

年金資産の運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の期待収益率の予測に加え標準偏差と相関係数を考慮した上で、将来にわたり最適な組み合わせである政策的資産構成（以下「政策アセットミックス」という。）を別紙の通り策定し、これに基づく資産配分を、別途定めたりバランス方針に則り、維持するよう努めるものとする。

この政策アセットミックスは、当基金の成熟度および財政状況を勘案し3～5年の中長期的観点から策定する。また、必要に応じて政策アセットミックスの見直しを行う。

なお、オルタナティブ投資（株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資またはデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資）は、投資目的および政策アセットミックスにおける位置付けならびにその割合を固有のリスクに留意して定めるものとする。

特に、オルタナティブ投資にあたっては、伝統的資産の運用に見られない仕組みや伝統的資産に比べて流動性が低いこと、時価評価の透明性や情報開示のレベルが異なることなど、それぞれのリスクに十分留意するものとする。

4. 運用受託機関の選任に関する事項

前項（3. 資産構成に関する事項）に基づき、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散を勘案し、最も適切な運用受託機関を選択し、各運用受託機関に対し運用ガイドラインを提示する。運用受託機関の選定にあたっては、当該運用受託機関の①投資哲学 ②運用方針および運用スタイル・手法 ③情報収集システムや投資判断プロセス等運用管理体制 ④法令遵守体制 ⑤年金運用の経験と実績等を勘案して行うものとする。

特にオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任にあたっては、組織体制(組織の概況、意思決定プロセス、コンプライアンス等の内部統制体制、監査体制等)や、財務状況等(財務状況の推移や運用受託実績の推移等)に留意する。

また、当該選任において、特定の運用受託機関に対する資産運用の委託が当基金の資産全体から見て過度に集中しないようにする。ただし、以下の場合はその例外とするが、当該運用受託機関の信用リスク等に留意するものとする。

- ・当該特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品または複数の商品に投資する場合
 - ・生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合
 - ・コスト削減のためのパッシブ集約や負債ヘッジ運用集約など、その他合理的な理由がある場合
- さらには、資産管理受託機関の選任にあたっては、各資産管理受託機関の管理体制・能力を勘案し、最適な資産管理受託機関を選任するものとする。

なお、各投資対象資産区分ごとに、運用受託機関の運用実績及び投資行動を定期的に定量、定性の両面から総合的に評価し、その結果に基づいて運用受託機関に対する資産配分シェアの変更等を行うことによって、受託機関の努力と相互間の競争を促進し、より効率的な資産運用を目指すものとする。

5. 運用業務に関する報告の内容および方法に関する事項

運用受託機関には下記の事項につき報告を行わせるほか、受託者責任を踏まえ、年金資産の運用に関する情報を提供させるものとする。

①運用状況に係る報告

ア) 報告書

運用受託機関には、パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書を、原則として四半期ごとに提出させるものとする。

イ) ミーティング

当基金と運用受託機関は、定期的に年金資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

②その他の報告

ア) その他年金資産の運用に関して、当基金が必要な報告を運用受託機関に対して求めた場合、運用受託機関はその指示に従って報告を行うこと。

イ) 運用受託機関には、体制・組織・主たる運用担当者等の定性面に関わる変更があった場合、速やかに文書で当基金に報告を行わせる。特に、運用スタイル・運用手法の変更については、事前に文書で当基金に報告を行わせ、協議させるものとする。

また、自身もしくは重要な関係会社の買収・被買収・合併等経営上大きな影響が考えられるような事態が生じた場合には、運用受託機関は直ちに当基金に対して報告を行うこと。

ウ) 契約書、運用の基本方針、運用ガイドライン等に反する行為があった場合、直ちに当基金に対し報告させるものとする。

6. 運用受託機関の評価に関する事項

運用受託機関の評価は、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価で行う。

なお、評価期間は原則として3年とするが、運用成績が著しく不良である場合等はこの限りではない。

(1) 定量的評価

①資産別の評価

各資産毎に算出した時間加重収益率とベンチマークを比較することにより行う。

また、各資産別に同一のベンチマークを対象とする運用受託機関ごとに比較評価を行う。

②資産全体の評価

資産全体で算出した時間加重収益率と複合ベンチマークを比較することにより行う。

(2) 定性的評価

各運用受託機関の投資哲学、運用体制、投資方針、リスク管理、プレゼンテーション能力および年金運用に対する理解力等に関して総合的に評価を行う。その際、運用受託機関が遵守すべき「運用業務に関する事項」、「運用スタイル・手法」及び「実際の投資行動」との整合性についても考慮する。

(3) ベンチマーク

国内債券	野村証券金融研究所ボンド・パフォーマンス・インデックス (NOMURA-BPI) 総合指数
転換社債	日興CBパフォーマンスインデックス総合指数
国内株式	東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
外国債券	FTSE世界国債インデックス (日本を除く、円ベース) ※ 1
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ (MSCI-KOKUSAI) 税引き前 (GROSS) 配当再投資 (WITH GROSS DIVIDENDS REINVESTED) 指数 (円ベース) ※ 2
短期資金 為替	コール・ローン (翌日物、有担保) ※ 1、※ 2あるいはそれらの組み合わせをもとに、「現地通貨ベースのベンチマーク リターンから円換算ベースのベンチマークリターンを控除したもの」を通貨リターンとする。
オルタナティブ	運用受託機関と協議のうえ、運用戦略の特性等を踏まえ、定量評価の基準を 出来るだけ設定し、運用ガイドラインに定めることとする。

なお、運用スタイル・手法により個別のベンチマークを定めることが適切であると判断される場合には、上表とは別のベンチマークを用いることとし、その旨運用ガイドラインに明記するものとする。

7. 運用業務に関し遵守すべき事項

資産の運用にあたって、運用受託機関には次の事項を遵守させるものとする。

(1) 全般

- ① 合同口での運用を行う場合には、運用方針を明確にし、対象となる合同運用口のディスクロージャーを十分に行うこと。
- ② デリバティブの利用は専ら債券、株式、外国為替等の価格変動リスクの一時的なヘッジ（いわゆる売りヘッジ）または、原資産の代替（いわゆる買いヘッジ）を目的とし、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと。
- ③ 資産区分に従ってフルインベストメントを心がけ、余裕資金は最小限とすること。
また、余裕資金については流動性および収益性に留意した上で、適切な投資対象を選ぶこと。
- ④ 有価証券の売買執行を行う際は、当基金にとって何が最良執行なのかを常に念頭に置きながら総取引コストが最小になるように執行すること。有価証券の頻繁な売買にともなう取引コストの増大により、かえって全体としての収益率を下げるようなことは避けること。

(2) 国内債券

- ① 投資対象は円建ての債券とし、債券の格付け、クーポン、償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ特に指示のない限り、発行体、残存期間等の適切な分散化を図ること。
- ② 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）以外の債券を取得する場合は、信用のある格付機関のいずれかによりBBB以上の格付けを得ている銘柄とすること。その場合、同一の発行体が発行した債券（金融債を除く。）への投資は、原則として債券ポートフォリオの時価総額の10%を上限の目途とすること。
- ③ 上記②の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けもBBB未満となった債券については、発行体の債務不履行リスク等に十分留意した上で、必要であれば売却等の手段を講じること。保有を継続する場合には、原則として、同一発行体が発行した債券は債券ポートフォリオの時価総額の5%未満とするとともに、格付けがBBB未満の債券は合計で債券ポートフォリオの時価総額の10%未満とすること。

(3) 国内株式

- ① 投資対象は原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式（転換社債を含む）とし、投資対象企業の経営内容等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択をすること。
- ② 業種、銘柄等については、特に指示のない限り、適切な分散化を図ること。同一の銘柄への投資は、原則として株式ポートフォリオにおける時価総額の10%を上限の目途とすること。
- ③ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ④ 信用取引は行わないこと。

(4) 外貨建債券

- ①政治、経済の安定性、決済システムおよび税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国および通貨を選定するとともに、債券の格付け、クーポンおよび償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ特に指示のない限り、発行体、残存期間等の適切な分散化を図ること。
- ②国債を取得する場合は、信用のある格付機関のいずれかによりA以上の格付けを得ていること。また、国債以外の債券を取得する場合は、信用のある格付機関のいずれかによりAA以上の格付けを得ている銘柄とすること。その場合、同一の発行体が発行した債券への投資は、原則として外貨建債券ポートフォリオにおける時価総額の10%を上限の目途とすること。
- ③上記②において、取得後にいずれの格付機関による格付けも国債でA未満、国債以外でAA未満となった債券については、発行体の債務不履行リスク等に十分留意した上で、必要あれば売却等の手段を講じること。

(5) 外貨建株式

- ①政治、経済の安定性、決済システムおよび税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国および通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営内容等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択すること。ただし、直接現株式を購入することに何らかの制約がある場合等、合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券または投資信託等への投資も許容される。
- ②投資対象国、通貨、業種、銘柄等については、特に指示のない限り、適切な分散化を図ること。同一銘柄への投資は、原則として外貨建株式ポートフォリオにおける時価総額の10%を上限の目途とすること。
- ③特定投資家による経営権の取得を目的とした投資行動等により、明らかに実体以上に割高に取引されている株式等については投資対象から除外すること。
- ④信用取引は行わないこと。

(6) その他資産

①オルタナティブ投資の定義

オルタナティブ投資とは、「株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資またはデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資」をいう。

②オルタナティブ投資の目的

オルタナティブ投資は分散投資効果による当基金のポートフォリオ全体の運用の効率性の向上を図ることを目的とする。

- ③上記(2)～(5)に含まれない、ヘッジファンド、不動産ファンド、プライベート・エクイティ、コモディティ等のいわゆるオルタナティブ投資については、以下に規定した内容を踏まえて、投資を实践するにあたっては事前に当基金と協議を行うこととする。

- ④オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略への投資は、リターン源泉、リスク、時価算出の方法やプロセス、情報開示態勢、運用報酬等のコスト等を確認した上で行うものとし、個別運用戦略毎には、以下の点にも留意する。

・外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資

ファンド監査の有無、当該運用受託機関と資産管理機関及び事務処理機関との役員の兼職等の人的関係・資本関係

・先物取引、オプション等のデリバティブを用いた投資
レバレッジによるリスク

・証券化手法を用いた商品への投資

証券化における原資産の特性を含む、当該商品の仕組みと内在するリスク
・ファンド・オブ・ヘッジファンズ
各運用戦略の相関関係等

- ・未公開株式（プライベート・エクイティ）や不動産、インフラストラクチャー投資等
換金条件等の流動性
- ・その他、オルタナティブ商品
商品特性に応じて、運用会社、及び運用手法、投資対象商品のリスクリターン特性、
流動性、評価方法等について慎重な検討を行い、その結果を踏まえて商品選定する。

⑤(6)その他資産については、以下の区分によるものとする。

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロングショート、債券アービトラージ、CBアービトラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他ヘッジファンド
不動産	国内不動産私募ファンド、海外不動産私募ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT（米国以外の単一国REITを含む）、その他不動産
プライベートエクイティ	ベンチャーキャピタル、ハイアウト、ディストレス、その他プライベート・エクイティ
コモディティ	商品ファンド、その他コモディティ
その他	ハイールド債、CLO・CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドフューチャーズ、その他

8. その他運用業務に関し必要な事項

(1) 本基本方針等の見直し

- ①当基金は必要に応じ本基本方針の変更を行うものとする。
- ②本基本方針および運用ガイドラインに関し、運用受託機関として意見がある場合には、これを申し出ることができる。特に運用上の遵守事項により運用受託機関の運用スタイル・手法が重大な制約を受ける場合には、個別に当基金と協議し解決するものとする。

(2) 運用委託のシェア変更

①運用評価に基づくシェア変更

運用評価を行った結果に基づいて、当基金は各運用受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除、または運用ガイドラインの変更を行うものとする。

この場合の評価対象期間は、原則として3年とするが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては、直ちに資産配分シェアの変更、または委託契約の解除を行うことがある。

②政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により、当基金全体の資産構成が政策アセットミックスから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合、または運用スタイル・手法の適切な分散を目的として運用受託機関の構成を変更する場合等においては、その評価の優劣にかかわらず、当基金の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除、または運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③その他

契約書、本基本方針等に反したと認められる場合、または年金資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、当基金の年金資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更、または委託契約の解除を行うことがある。

(3) 資産管理における留意点

- ①資産管理を委託されている受託機関においては、受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、善良なる管理者の注意をもって保管証券類の保管、資金決済業務に当たること。また、再保管先の選択にあたっては信用リスク、事務管理能力、コスト等を把握するとともに、保管状況について随時チェックすること。
- ②資産管理受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る年金資産の管理に関する報告書を、原則として四半期ごとに提出すること。また、当基金が必要な報告を資産管理受託機関に対して求めた場合、資産管理受託機関は、その指示に従って報告を行うこと。
- ③当基金は、上記①、②の実施状況や外部監査、格付け等によって資産管理受託機関の評価を行うものとする。

(附則) 資産運用ガイドラインの改正にともなう、運用基本方針の一部変更
本運用基本方針は、平成30年4月1日から適用する。

(附則) 資産運用ガイドラインの改正や政策アセットミックス見直しにともなう、
運用基本方針の一部変更
本運用基本方針は、平成31年4月1日から適用する。

(附則) 資産運用ガイドラインの改正や政策アセットミックス見直しにともなう、
運用基本方針の一部変更
本運用基本方針は、令和6年4月1日から適用する。

<別紙>

政策アセットミックス

	中心値（政策AM）
国内債券	11.0%
ヘッジ外債	22.0%
国内株式	14.0%
外国債券	8.0%
外国株式	7.0%
一般勘定	28.0%
オルタナティブ（ヘッジファンド）	5.0%
オルタナティブ（プライベートアセット）	5.0%
合計	100.0%

※令和6(2024)年4月から適用